

徳島県規則第六十九号

徳島県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県統計調査条例施行規則（平成二十一年徳島県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「健康保険の被保険者証」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。